長崎市住みよかプロジェクト協力認定制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、まちづくりの担い手である市民、企業等（以下「市民等」という。）に、住みよかプロジェクトの当事者としての意識を醸成し、併せて地域貢献の社会的な評価を付すことにより、若者及び子育て世帯（以下「若者等」という。）の居住環境を向上させ、もって若者等に選ばれるまちづくりに寄与することを目的として、市民等が主体となり、又は本市と協働して実施する事業（以下「事業等」という。）を認定する住みよかプロジェクト協力認定制度について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　住みよかプロジェクト　若い世代に選ばれる魅力的なまちにすることを目的とし、令和元年度から令和４年度までの間において、住宅供給、居住支援等の視点から、若者等が住みやすいまちにするための本市の事業又は事業等をいう。

⑵　若者　１８歳以上３９歳未満の者をいう。

⑶　子育て世帯　中学生以下の世帯員が同一世帯内に1人以上いる世帯をいう。

　⑷　協力認定　住みよかプロジェクトの目的に合致している事業等であることを認定することをいう。

（対象事業）

第３条　協力認定の対象となる事業等は、次の各号のいずれかに該当する事業等とする。

⑴　若者等の居住環境の向上のため研究し、又は検討する事業等

⑵　住みよかプロジェクトに定める住宅整備の方針に合致する居住環境を向上させる事業等

⑶　住みよかプロジェクトと連動して若者等の暮らしを支える事業等

⑷　地域の魅力を活かした居住環境向上の取組みを広く伝える事業等

⑸　その他市長が認める事業等

２　前項の規定にかかわらず、協力認定を受けようとする事業等が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、協力認定の対象としないものとする。

⑴　協力認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　長崎市暴力団排除条例（平成２４年長崎市条例第５９号）第２条第１号に規定する暴力団

イ　長崎市暴力団排除条例第１２条に規定する暴力団員又は暴力団関係者

⑵　政治的又は宗教的中立性が確保されていないとき。

⑶　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

⑷　集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

⑸　実施の確実性が疑われるとき。

⑹　その他市長が適当でないと認めるとき。

（申請）

第４条　申請者は、長崎市住みよかプロジェクト協力認定申請書（第１号様式）に、事業等に係る計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（協力認定及び通知）

第５条　市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、協力認定することの適否を決定し、その結果を速やかに長崎市住みよかプロジェクト協力認定結果通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項の協力認定について、条件を付すことができる。

（協力認定事業の取り扱い）

第６条　市長は、前条の規定により協力認定した事業等（以下「協力認定事業」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

⑴　住みよかプロジェクトに位置付ける。

⑵　協力認定事業を実施する者（以下「協力認定事業実施者」という。）に対し、長崎市住みよかプロジェクト協力認定書（第３号様式）を交付する。

⑶　本市のホームページ等で公表し、広く市民等へ周知する。

（協力認定事業の変更）

第７条　協力認定事業実施者は、協力認定事業の内容を変更しようとするときは、長崎市住みよかプロジェクト協力認定内容変更申請書（第４号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請がなされたときは、その内容を審査して、変更することの適否を決定し、その結果を速やかに長崎市住みよかプロジェクト協力認定内容変更承諾書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（協力認定事業の中止）

第８条　協力認定事業実施者は、協力認定事業を中止しようとするときは、長崎市住みよかプロジェクト協力認定中止届出書（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（協力認定事業の状況報告）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、協力認定事業実施者に対し、協力認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

（協力認定の取消し）

第１０条　市長は、協力認定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力認定を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により協力認定を受けたとき。

⑵　第３条に規定する要件に該当しなくなったとき。

⑶　第５条第２項の協力認定の条件に違反したとき。

⑷　第７条第１項の規定に反して協力認定事業の変更を行ったとき。

⑸　第８条に規定する長崎市住みよかプロジェクト協力認定中止届出書の提出があったとき。

２　市長は、前項の規定により協力認定を取り消した場合は、長崎市住みよかプロジェクト協力認定取消通知書（第７号様式）により、協力認定事業実施者に通知するものとする。

３　第１項の規定による取消しによって損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要綱は、告示の日から施行する。